

大口町告示第19号

大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱（平成24年大口町告示第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「住宅改修の必要がある」を「事前に大口町住宅改修指導事業実施要綱（平成12年大口町告示54号）に基づく助言や指導を受けた」に改める。

第5条第3項中「助成対象者の居宅」を「助成対象者」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。